

青少年健全育成基本法の制定を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年6月26日

提出者

園 山 繁	生 越 俊 一	嘉 本 祐 一
中 村 芳 信	福 田 正 明	細 田 重 雄
中 島 謙 二	岡 本 昭 二	

(別紙)

青少年健全育成基本法の制定を求める意見書

二十一世紀の社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願いであります。

しかしながら、今日我が国が相繼ぐ少年の凶悪事件等にみられるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面しています。その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また倫理・道徳教育を排し、人格形成の場としての役割を果たしてこなかった学校の問題が指摘されています。とりわけ、地域社会においては、露骨な性描写や残虐シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等をはじめとする、性産業の氾濫、テレビの有害番組の問題等に加え、インターネット・携帯電話等の情報通信の発展とともに新しい有害環境の出現も指摘されています。この社会の現状を見るとき、青少年の荒廃は、我々大人が「青少年を見守り支援し、時に戒める」という義務を果たさなかったゆえの結果と言わざるを得ないのであります。

これらの問題に対して、各都道府県の「青少年健全育成条例」が対処し、一定の効果は上げてきましたが、今日では、その限界性が指摘されております。今、求められているのは、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守る為の国や地方公共団体、事業者そして保護者等の責務を明らかにし、これによる一貫性のある、包括的、体系的な法整備であり、経済的格差の拡大を是正し、支援を必要とする家庭への配慮を強化すべきであります。

特に「健全な青少年は健全な家庭から育成される」という原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念に据えた、「青少年健全育成基本法」の制定が必要であると考えるものであります。

上記の内容を踏まえ、国会及び政府に、「青少年健全育成基本法の制定」を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年6月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
外務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
警察庁長官

【平成25年6月26日原案可決】